

第4期横浜市子ども・子育て会議 第5回保育・教育部会 第32期横浜市児童福祉審議会 第5回保育部会 合同会議 会議録	
日 時	令和元年9月2日（月）14時00分～17時30分
開催場所	ワークピア横浜
出席者	神長美津子部会長、石井章仁副部会長、飯塚昇委員、大庭良治委員、木元茂委員、天明美穂委員、新堀由美子委員、森佳代子委員
欠席者	尾木まり委員、松本純子委員
開催形態	一部公開（傍聴者なし）
議 題	<p>議事＜公開案件＞</p> <p>【子ども・子育て会議】</p> <p>（1）次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育に関する「確保方策」（案）及び次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）」について</p> <p>報告＜公開案件＞</p> <p>【子ども・子育て会議】</p> <p>（1）無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の質の確保・向上への取り組みについて</p> <p>【児童福祉審議会】</p> <p>（2）無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の質の確保・向上への取り組みについて</p> <p>議事＜非公開案件＞</p> <p>【子ども・子育て会議】</p> <p>（2）保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について</p> <p>（3）幼稚園型認定こども園の認定について</p> <p>【児童福祉審議会】</p> <p>（4）内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>（5）小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について</p> <p>（6）法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について</p> <p>（7）家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について</p> <p>その他</p>

	〔配付資料〕
資料 1	横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿
資料 2	横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会事務局名簿
資料 3	横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱
資料 4	横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
資料 5	次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育に関する「確保方策」(案)について
資料 6	子ども子育て会議保育・教育部会(6月25日開催)の会議資料の訂正について
資料 7-1	次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)」について【概要版】
資料 7-2	次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)」について【全体版】
資料 8	無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)の質の確保・向上に向けた取組について

議事(1)次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育に関する「確保方策」(案)及び次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)」について事務局から説明

○神長部会長

ただいまの事務局の説明について、質問、意見がありましたらお願いいたします。

○天明委員

資料7-1の12ページの、上から3つめの項目にあります、認可外保育施設について、質の向上は具体的にどのようにしていくか教えてください。

○事務局

現在、認可外保育施設につきましても横浜市で行っている研修の案内を送付しています。該当する研修については、ほとんど全ての保育・幼児教育施設を対象にしており、今後も必要な研修については随時行っていきます。

ベビーシッターなどもありますけれども、そちらについては基準を満たすように研修を実施していき、質を確保していくということになると考えています。

○天明委員

今までと同様ということでしょうか。

○事務局

今までやってきたことに加えて、昨年度から巡回訪問を行っております。これは認可、認可外の両方に行っています。本市の園長OBが訪問員となって、実際に保育の現場を見て、基準上満たしているだけではなくて、保育の中身や、方向性、日常的な子どもとのかかわり方、カリキュラムの組み方など、アドバイスをすることも行っております。外形的に守っていただかなければいけないというところは、毎年 of 立入調査を行っておりますのでそちらで確認しながら、巡回訪問を行うことで、質をより高めていこうと考えています。

○天明委員

巡回訪問については非常に期待しているところなので変わらずにお願いしたいです。これまでも巡回訪問の回数が、多くある中で、認可外も行くとなると、関わり方が薄くなると心配しており、施設数に対して数、時間、人というのがどの程度行けているのかというところ です。

○事務局

資料8において、無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業の質の確保・向上に向けた取り組みということを説明いたしますが、巡回訪問については、資料裏面の中段あたりに記載しています。こちらで、その回数を示しております。現在、2人組で訪問しており、平成30年度では訪問員は3人です。令和元年度は訪問員を5人に増員し、137施設に行く予定となっております、できるだけ訪問員を増員していきながら対応していこうと考えております。

○神長部会長

質の確保というのは、カリキュラムもそうですし、人がすごく大きいと思います。また、巡回をすることによって、より実施者がカリキュラムであったり、人材の確保、質の向上ということに心がけることも大事なことだと思います。もう1つ、質と言ったとき、施設とか設備も良くしていくということが大事で、最終的に質の確保と人とカリキュラムと施設設備と言われております。既存施設を利用するようにすると今後の課題の中でありましたので、認可外であってもできるだけその努力をしながら、質を上げていくような誘導をしていくことも大事なことかと思っております。待機児童との関連だと思いますが、いかに質を上げて

いくかというときに、どうしても人のところに目がいきますが、施設、設備もすごく大切と
思っています。

○大庭委員

認可外の話が出ましたので補足したいと思います。認可外の保育園を運営されている園
長先生は、あえて認可を取らないという方も大勢います。それは、認可の枠に縛られなくて
も自分たちでしっかり保育ができる、逆にそういった視点で全て同じような保育にされて
しまいたくないというような意気込みでやられている方もいると思います。そういった方
は貴重な存在であって、認可保育所を運営している我々でも、そういった保育を見るという
ことが非常に勉強になりますので、単に質の向上だからといってその枠組みの縛りを強く
するような方向にはしてほしくないなと思っております。

○飯塚委員

資料7-1の12ページ、目標・方向性というところですが、神長委員長の発言にあった質
の確保、場の確保、人材の確保というのは、(1)、(3)、(4)に該当するというところで理解し
ました。(2)の小学校への円滑な接続という部分で具体的なことを聞きたいと思います。

○事務局

これまでも横浜市は、全国に先駆けて幼保小連携の取り組みを進めてきました。推進地区
ということで毎年地区を指定して、幼稚園、保育園、それから小学校ということで地区ごと
に研修や、交流をしていただいていたのですが、なかなかカリキュラムの接続というところ
までは進んでおらず、今年度からカリキュラムの推進地区というものを新たに設けました。
今までの積み重ねで、もう少しより具体的なカリキュラムの接続にも力を入れてくるとい
うところで、これまで以上に幼保小の連携については充実を図っていきたいと考えており
ます。

○天明委員

保育士の確保についてです。手当の制度を利用するために1回退職し、ほかの園に入ると
いう例があるというように聞きました。この制度自体がどのように運用されているのかと
いうのがよくわかりませんが、保育士確保をするために住宅手当を出しますが、1回やめて
新しいところに就職し直すことで、また住宅手当を確保するというような形が行われてい
ると聞き、そのようなことはないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○木元委員

そのような話はよく聞きます。

○天明委員

保育士を確保したいし、継続もしたいんだけど、一方で転園する、転職することを促進している面が同じくあるかもしれないということですか。

○事務局

横浜市の場合、国基準に合わせ、その法人に採用されてから10年目までの保育士を対象として宿舍借上げに係る経費を助成する制度になっております。そのために、11年目になると補助がなくなってしまうから、法人を変えてリセットするために移るといった現象が起きているという話は、園長先生たちを中心に伺ってはおります。実態把握はできていませんが、課題認識はしているところです。10年というのは、国の制度なので、国家要望の中で、10年というのはそのように障害になっており、10年という上限を撤廃すべきという要望を国のほうに引き続き行っているところです。

○大庭委員

10年で補助が終わるので退職して、ほかの園に転職するとまた10年までは支給される。だから、制度的には欠陥があります。

○事務局

宿舍借り上げの財源については、全額に対して国の補助が2分の1入っておりまして、4分の1が市の負担、あとの4分の1は事業者負担という制度になっております。10年以上を仮に延ばした場合には、国の2分の1の財源分を横浜市が全て負担するということにならざるを得ないということになります。国にもその分を負担してもらおうということで、毎年国に対する制度要望として、10年という上限を撤廃してほしいと伝えております。単独で10年以上対応している、東京都の例はありますが、財源的に横浜市はそこまでできる状況ではありません。そのような意味で国のほうに要望している状況です。

○神長部会長

このことについて、実態調査はできますか。どのくらい該当する方がいるのか、試算はしていますか。

○事務局

10年で一旦やめて、新しく別の法人でこの制度を使われている方の実数までは、把握しておりません。

○神長部会長

ある程度は把握したほうがいいように思います。個人情報もあるから難しいですか。

○事務局

退職する本当の理由を法人に対して言っているか非常に難しいところがあります。この制度を利用したいからほかの法人に移るのか、その法人ではないところに行きたいなど思ったとかほかの理由があるのかなど、実数を把握するというのは難しいと考えております。そうであろうという方がいるということを経営者から聞くことがあるので、課題であるという認識をしている状況です。

○神長部会長

入るときの人数は、新卒だったり、市で把握すると思いますが、やめる人数というのは市で把握できないと思います。8年、9年、10年で見たとときに、10年でぐんと上がれば、それはその理由ということもあり得るということだとは思っているので、何らかの形で制度を変えていくのであれば、そういう調査もしなくてはいけないのではないかと思います。資料7-1の12ページの職場環境が勤務継続のポイントになるということは、職場環境の課題を言っているのか、住宅のことを言っているのか、そのあたりの説明をお願いしたいです。

○事務局

昨年度、保育士にアンケート調査をしました。保育士として働く際に重視することとして、園を決めるときのポイント、勤務を継続するうえでのポイント、転職・退職のきっかけとなるポイントについて調査しました。「給与」と「職場環境」と「時間」というところが、園を決めるときから転職・退職まで総じて高い結果となりました。その中でも、続けるか、やめるかのところでは、職場の人間関係など、職場環境がよりポイントが高くなっているということがわかりました。

それから、課題を抱えている園への支援というのが今回の計画の取組にもありますが、保育士の採用、定着に課題を抱える園にコンサルタントを派遣する事業を昨年度から始めました。その中で、保育士が忙し過ぎて、話をする時間もないことが心理的に園の雰囲気悪くしてしまったりするということがわかったので、資料7-1に「職場環境が勤務継続のポイントになっている」という表現をしています。以前部会にも諮らせていただきましたけれども、朝夕の緩和というところで、子どもが少ない時間帯でも保育士を必ず2名置くという配置基準を緩和して、それで正規の保育士の働く時間を短くし、負担を軽減することで、職場環境の改善をしていきたいと考えています。ほかにも休憩室が必要だったら、休憩室を作れるように支援ができないか、来年度の予算も含めて検討しております。

○神長部会長

職場環境と休憩室の問題というのはすごく大きい課題だと思います。主な事業・取組のどこにつながっていくのかなと思いつながりながら、組織マネジメントの講習などをしながら意識改

革をしていくことも1つですし、休憩室を確保する際にそれを補助できるような仕組みなどがあるとよいと思っております。職場環境というのは、若い先生方がやめる理由と、中堅の人がやめる理由と、また10年ぐらいになってやめる理由とまた異なると思うので、ベテランの先生が充実して働いているということは若い先生方の目標にもなると思うので、職場の年齢構成も考えた上で職場環境の継続がポイントになるということを考えていくことが大事だと思います。

○天明委員

各園、団体の中でネットワークを取っているの中で、その中で、転園やスキルアップにつながるような仕組みになると、人材育成にもつながるのではないかと思います。

○大庭委員

今のお話はすごくよくわかります。ただ実行するには費用が巨額になり。1人あたり1ヶ月に6万円、7万円、8万円ということになりますと、法人がその後それをうまくサポートしようと思っても、非常に厳しいですね。これがもともと家賃補助が4万円ぐらいでしたら、状況は異なりますが、今補充されている8万円ぐらいが、10年たつてなくなるということであれば確実にやめると思います。8万円補助するという法人であればそれは継続すると思えますけれども、それだけのことができる法人というのは少ないですから、制度を変えていかないとそういったことが起こるとは思っております。

あともう1つは、保育士がやめるということを言い過ぎている傾向があると思えます。一般業種のほうが離職率は高いです。その部分をピックアップして言わないほうがいいのではないかと思います。働き方改革に伴って休憩をとらないとか、サービス残業とか、あとは休憩室の問題など、真剣に変えていかないと、ほかの業界から見ても悪い印象を持たれてしまいますので、改革していくべきと思っております。

○木元委員

住宅手当は、労務管理上は、出すとなったら全員に出さなければいけないという方向性があって、今の住居手当も全員が出ていないです。そうすると、同じ園の中で、もらう人とももらわない人がいたりとか、すごくやりづらいです。職員同士で摩擦が生じると思えます。キャリアアップでそれだけの研修等を受けているから、そこに新たに手当するほうが正当な報酬だと思います。

例えば、余暇の時間帯をこう使いたいとかといういろいろな考えもあるので、一概には言えないところがあります。

5年後、6年後の数字ということで1号、2号の幼稚園相当の3、4、5歳児が減ってくるということで、最近気になっているのが、横浜市内の幼稚園も年に1件か2件ぐらいずつ閉園しています。そのときに、園児がずっと減少してきて、経営者の方がバトンタッチがう

まくできない状況があります。健康上の問題ということで廃園しますという急なケースが最近あります。

これから幼稚園等々が撤退するときのルールとか、撤退するときのマニュアル化というようなことを検討し、そういう事態が発覚したときにはすぐ対応する体制が必要だと思います。園児が全部卒園してから閉園というようなやり方を通常はすべきですが、最近そういうルールにのっとっていない閉園の仕方をする園があったので、撤退ルールとかも整備しておくほうがいいのかと感じました。

○神長部会長

今は全くないですか。

○事務局

個別の対応の中で、利用されているお子さんとか、利用を期待されているお子さんに迷惑がかからないようにどうやって周知していくとか、どのように閉園していくかということなどを個別に事例があるたびに対応している状況ではあります。今後考え方を整理しておいて、そういう事案があったときに利用者の方が困らないように、あと、やめようと思われる方がちゃんと引き継いでいけるように考えていきたいと思います。

○木元委員

在園児がいるのに、やめるといって、それで近隣の幼稚園で、受け入れ調整したケースが去年実際にありました。だから、唐突に閉園しますという話はあるので、気をつけないと迷惑がかかってしまうなと思います。

○神長部会長

私学審議会を通すというようなやり方をするのは私立幼稚園だけなので、幾つかのパターンをつくっておいてもらったほうがよいですね。

○森委員

最後の18のところの情報発信について1つお尋ねしたいです。今、親のほうが発達障害を抱えているような家庭もあります。わかりづらいことがあると、基幹相談などは、声かけをしたりしますが、それ以外に何か具体的に情報発信について、できるようなものはありますか。

○事務局

情報発信自体が、例えばどこに相談したらいいのかわからないという場合もあれば、そういう窓口があること自体もわからないという場合もあるので、いろいろな形があると思います。

ます。インターネット等でどこに相談したらいいのかすぐわかるということも重要だと思いますし、最終的には対面できちんと御相談につなげていくための最初のステップとして、入口の相談のハードルを低くするような情報提供や、相談窓口の案内について考えたいと思っています。個別に基幹相談のほうにということ以外にという質問に答えを持ち合わせていないですけれども、所管にも確認してお伝えしたいと思います。

○森委員

発達障害を最近大人になってから診断されるような方もいて、そういう家庭でまた障害児を育てているということもかなり多くあります。そういう方々だと親がなかなか情報をキャッチしづらくて、お子さんにいい療育とか、いい教育がなかなか回らないという悪循環にもなってしまうので、その辺のフォローアップというか、親を交えた情報も提供してほしいですし、そういう場も必要と思います。

○石井委員

国際化の状況と多文化共生というところで、2019年度に外国人人口が10万人を超えたというお話がありましたが、園に1人、2人いるという状況と、園のほうに20%、30%あるいはそれを超えている園も横浜市内で結構あると聞いています。それぞれ保護者への対応とか、子どもとか、多くは言葉と食事とコミュニケーションになると思いますが、そのあたりで、今後、10万人を超えたというところで、市として支援していく考えはあるか、どのようなことを検討しているか、教えてください。

○事務局

民間保育園は、外国にルーツを持つお子さんが一定基準以上入ったような場合については、保育士の加算をつけるということをしております。公立でも人の配置で配慮しております。その中で実際どういった支援が必要なのかは、各園でさまざまです。入っているお子様の状況、保護者の状況によるので、それぞれに工夫しながら、ほぼ常駐的に通訳できる人に来てもらったり、母親で、日本語以外の言語を使える方に入ってもらっている状況もあったり、園の状況に応じてさまざまな対応をしている状況です。

○事務局

鶴見区については外国にルーツをもつ方が多いので、国際交流ラウンジの方と一緒に少し園を回ったことがあります、どのような支援が必要なのか聞き取りをして、入園のときの説明であったり、どこの園でも必要になるようなものについては少し共有化をしていかれるといいのかなと思っています。単独での活動も難しいと思うので、ラウンジ等の協力も得ながらやっていきたいと思っています。先ほどの幼保小の連携については、「安心して入学を迎えるために」というパンフレットも、今年度から5カ国語でつくるというようなことも始めていますので、そういったところから少しずつ必要なものを広げていきたいと考えております。

○神長部会長

石井副部会長が、地域・社会の状況というところの問題と、目標・方向性という第1章の基本施策のところを照らし合わせ、さらに具体的取り組みというところで見えなくなってしまうと心配だったのだと思います。目標・方向性の(5)に多様な「保育・教育」ニーズという、表現があり、ここに反映してくると思っておりますので、その次に反映する施策の中には、常に保育・教育ニーズが多様化していることのための具体的な工夫を考えていけるとよいのかと思っています。

○新堀委員

資料7-1の12と13ページの中で、平成29年度の保育所保育指針という言葉が12ページの上から2行目に出てくると、13ページに横浜こども指針(仮称)を活用した取組の推進というのがあります。指針と計画の関係であるとか、指針というのがどのようにしていつ改定されるのか聞きたいと思います。いろいろな保育所の改修費用の選定などに関わる中で、指針への理解がどれだけあるかということが求められているように把握していました。今保育所を運営されている方が、認可、認可外様々で、担い手が株式会社であることも非常に多く、法人所在地が遠方ということも結構あるので、多様な方たちが横浜のお子さんの保育をするといったときに重要なのが指針なのかと思っていますので、そのあたりとこの計画の関係性ですとか更新の方針を総合的に教えてほしいです。

○事務局

まず指針の話からですが、横浜こども指針は、現在、つくり始めているところです。保育所保育指針、幼稚園教育要領等の改定がありました。それが浸透しているかという、全部読み込んで、どういった保育・教育をやっていけばいいのかというのが全体として理解をしてもらうのがなかなか難しいというところがあります。その中で横浜市として、幼稚園、保育園、認定こども園、それから小規模保育事業等の代表の方とあと学識経験者の方に、指針、要領の中からどういったことを大切にしていって横浜で保育・教育をしてもらうかということをお示ししたいと思っております。それはなかなか文章でつくるだけでは難しいので、その指針に基づいて、研修ですとか、あと事例の紹介などを通して、具体的な保育のあり方について皆様にお示しできればと思っております。

認可外につきましては、保育・幼児教育施設として同じようにその部分については横浜市として大切なところなのでということで、あわせて示していきたいと思っております。

次期計画との関係について、計画は保育・幼児教育だけではなくて全体のことをまとめていますが、保育・幼児教育の質の確保の部分と関係してくると思いますので、その中で大切な横浜市としての考え方ということで示していければいいかと思っております。作成途中ですので、今後また市民意見募集等をする前に委員の皆さまから意見を頂きたいと思っております。

○神長部会長

委員の皆様にお伺いします。当部会の意見としまして、次期計画の事案について事務局の示したとおり認めることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局

この後の流れについて御説明が漏れておりましたので補足させていただきます。

本日の意見を含めまして、10月初旬の子ども・子育て会議の総会を経まして、計画の素案という形で市民意見募集を10月中旬ぐらいから開始する予定です。

○神長部会長

続いて、報告(1)、(2)無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の質の確保・向上への取り組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

報告(1)、(2)無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の質の確保・向上への取り組みについて、事務局から説明

○神長部会長

事務局の説明について質問、意見がありましたらお願いいたします。

○石井委員

認可外がこれだけあり、しかも数が増え続けているというところも、無償化も絡めてこのような状況であるということが勉強になりました。近年、認可外とか横浜保育室とか、小規模とか、新制度の中で認可化に向けて後押しというのが市の制度だったと思います。それに紐づくような形で、量の確保だけではなくて質も確保という意味で、巡回訪問事業というのが出来てきたのではないかなと私は認識をしています。認可外保育施設についてやる気のあるところもあると発言がありましたが、もそのようなところばかりではないというところも現実かと思います。

認可外に指導に入るといふことと、現状よりもさらに上の質の向上みたいのを目指しているような施設と、全く視点、入り方が違ってくるといふ思います。認可外への指導というものは、質を高めるためにコンサルテーションに近いような形なのかと思ひました。そうなったときに、訪問員について2人プラスで大丈夫かというのが質問です。この5人が合計400施設に2人組ぐらいで行くのではないかと思ひますが、2回ぐらい行きますか。1回だけだと、見て終わるともったいないなと思ひたりします。5人で足りるますか。

○事務局

今1施設2人で行って、1回2時間程度を見てきます。今の時点でまず順番に回っていくということで1度行くのが基本で、ただ、そこでもう1度かかわったほうがいいなというところは2回目も行くというような形でやっております。人数については、こども青少年局の立場としては、まだ必要だと思ひているという状況です。

○木元委員

認可外の保育施設ということで平成31年度339ヶ所あって、利用児童数が5,880人ですが、この5,880人の年代別内訳というのはいかかわりますか。この間の長津田で報道があつたパディスポーツは認可外ですか。

○事務局

認可外です。

○木元委員

あちらの園も3、4、5歳児は今回無償化の対象になりますか。

○事務局

なります。

○木元委員

それは、3、4、5歳もたくさんいるということですか。

○事務局

そうです。5歳まで預かっている園もそれなりにあります。

○木元委員

前に川崎で廃園になるかもしれないといったA. L. C. 貝塚があったと思います。無償化の対象にならないから廃園になるという話ですが、あの園も、認可外保育施設になりますか。

○事務局

川崎市としては、幼稚園類似施設という形の扱いです。横浜市ですと、基本は、認可外として届け出をしてもらって、今回、認可外で無償化の対象施設になります。横浜市は、認可外、もしくは認可のどちらかで、保育をしているということがわかれば届け出をもらうようにしているというような状況です。

実際、夜間も、乳幼児とかを中心に預かるような認可外施設もあれば、英語教育をやるとか、バディスポーツだと体育系のことをやるというところで、そういうことにすごく興味を持っている保護者がそういったところに子どもを預けているというような状況ではありません。今、子どもたちの将来を見据えたときにどういった力をつけてほしいのかというのは、いわゆる習い事もあってもいいのかもしれないけれども、それだけではないということを国のほうが指針という形で示しているので、そういったところも認可外についても今後理解してもらうということが必要かと考えています。

○木元委員

そうすると、例えばいわゆる幼稚園、わかりやすく言うと1号認定部分と、それから預かり保育の部分とかがあるではないですか。認可外保育施設、例えばバディスポーツとかも仮に預かり保育みたいなことをやっていたら、そこは無償化の対象になりますか。

○事務局

はい。

○木元委員

認可外というのはそれだけ、思っている以上に裾野が広いということですね。

○事務局

ここで言っている5880人が保育要件のある方かどうかというのは市にはわからないで

す。無償化の対象になるのは、認可外の保育施設であっても、保育要件がある方ということになります。

○木元委員

それは長時間とかですか。

○事務局

そうです。月64時間以上の方であれば無償化の対象になります。

○木元委員

1号認定相当の部分というのは、例えば5,880人いれば、3、4、5歳の子の半分ぐらいがもしいるとして、その子たちが1号認定相当については無償化の対象になるということですか。

○事務局

ならないです。認可外保育施設については保育要件のある人だけが無償化の対象になるので、幼稚園は認可施設なので無償化対象ですが、認可外の幼稚園は一切無償化対象になりません。認可外保育施設でも、保育要件のない方々については無償化にはならないんです。A.L.C.とかバディスポーツも、例えば9時から1時までの利用だとかということで保育要件のない方であれば一切、幼児教育部分も無償化にならないということです。

○木元委員

64時間以上とかの保育要件を満たしている方に対してはあるということですね

○事務局

そうです。

○神長部会長

5880人の中で1号認定相当の方は全くこの対象にはないらないわけですよね。2号認定の方がこの中にどのくらいいるかというのはまだわからないですが。

○事務局

今はわかりません。

○大庭委員

これは企業主導型も入っていますね。

○事務局

施設数の中には企業主導型も入っております。

○大庭委員

なぜこれだけ増えているかという、企業主導型とか企業内保育所がすごい増えていますので、その数字ですよ。

○事務局

多いのは企業主導型の数です。

○事務局

病院の院内保育についてはこの7月から届け出が義務化をされています。平成31年4月時点の339カ所、数字には入っておりませんので、さらに何十カ所かの院内保育が増えてくる状況があります。

○神長部会長

いろいろな認可外の状況の中で質の確保を考えていくということですよ。特に現状と課題の中に、乳幼児の死亡事故の数が書いてあるということは、特に小さい年齢の子どもで保育を必要とする子ども、長時間そこにいる子どもたちへの対応ということを重視してということと受けとめています。保育を必要とする子どもが1日そこで生活しているわけですから、その子どもたちの安全や保育の質を確保するということだと思います。特にここで、保育中の乳幼児の死亡事故というあたりを一番大きく取り上げていたので、小さい年齢というところも多いので、気をつけていきたいということだと思います。

○天明委員

事故のところで、睡眠中の事故でしたというような表現がありますがけれども、睡眠中というのは夜間の睡眠中なのか、午睡中なのかとか、そのような区別はありますか。

○事務局

国の調査ではそこまで公表はされておきませんので、はっきりとはわかりかねます。

○神長部会長

いろいろな課題が把握できてきたことと思います。